

平成 27 年 11 月 10 日

バンコク産業情報センター
中野 秀紀

一般調査報告書

AEC 発足とその影響について

日本企業の ASEAN 地域全体に対する投資額は、対外直接投資統計によれば 2014 年で 2 兆 1487 億円であり、中国に対する投資額の約 3 倍に達しており、堅調に推移しています。

2015 年末には ASEAN 経済共同体(AEC)が発足する中で、さらなる域内の経済活性化が期待されています。

そこで今回は、発足間近の AEC の動向、メリット等について紹介します。

1 2015 年末の AEC 発足について

AEC の設置の背景は、10 億人を超える人口規模を有する中国、インドが注目を集める中で、こうした国に対応するために 2003 年に打ち出された AEC 構想です。

内容は大きく 3 つあり、①関税撤廃、貿易円滑化の促進によるモノの流れの促進、②サービス分野での域内企業に対する外資比率の緩和③熟練人材の移動の自由化となっています。

① 関税撤廃、貿易円滑化の促進について

2010 年には、ASEAN6 と呼ばれるブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイにおいて、全品目に占める 99.20% の品目、そして、2015 年 1 月現在、後発加盟国のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムでは、全品目に占める 90.85% の品目の関税が、すでに撤廃されています。

ASEAN 全体では、総品目数に占める関税撤廃品目の割合は、すでに 96% に拡大しています。

今後、一部例外品は 2018 年までに撤廃されることとなっており、中でも自動車は、各国の産業に大きな影響力があり、メーカー、有識者の間でも自動車工場の立地政策に対する影響については、様々な意見があります。

とりわけ、現在のところ自動車を生産しているが、十分に同産業の裾野が育っていないフィリピン、ベトナムについては、動向が注目されるところです。

このような中、三菱自動車は、フィリピンに 2015 年 1 月に新工場を開所しました。

また、フィリピン貿易産業省は、2015 年 6 月 1 日に自動車産業を保護・育成するための税金還付などによる実質的な補助金等を行うと発表しています。

関税の削減のほか、貿易・通関手続きの簡素化、迅速化の取り組みも進められています。

現在、ASEAN域内では、煩雑な通関手続き、通達・規則の周知の不備等の問題があります。

そこで、ASEANシングルウインド（ASW）と名付けられた取組が進められており、貿易・通関手続きの加盟国間での標準化、貿易関連情報の相互交換を目指しています。

さらには、2015年末を目途にASEANトレードレポジトリ（ATR）が構築される予定です。これは、関税品目分類表及び品目別関税率、非関税障壁、関税法、手続き書類、認定貿易事業者リストなどのデータを集約したウェブ版データベースであり、現在ASEAN事務局および加盟国間で、システムの構築準備が進められています。

上記ATR構築を目指すため、各国の貿易当局等のサイトには、貿易に関わるあらゆる情報が集約され始めており、タイ、インドネシア、ラオス、マレーシアの各国内においては、すでにシステム構築が完了しています。

今までは、各国の貿易制度を1つ調べるのにもそれぞれ別の政府機関の情報源にアクセスする必要があったので、大幅な利便性アップとなっています。

ちなみに、当センターが企業に同行しタイ税関を訪れ、複数の素材、原産地からなる製品の関税率を聴き取ったところ、多くの係員が長い時間にわたり議論したものの、その場では結論を出すことができませんでした。目下、IT等を駆使し様々な制度が統合されていきますが、結局は輸入国の税関当局担当者の判断が肝要です。

この事例のように、目の前で製造者が製品を解説しても明確な判断が難しい場合が多いため、企業の皆様は、事前教示制度を活用し、あらかじめ課税の前提となるHSコード*が特定された文書を当局から取得しておくことが得策である旨を申し添えます。

*HSコードとは、あらゆる物品に固有分類番号をつけて、貿易上、それが何であるのか世界各国で共通して理解できるよう取り決めた番号のことです。

② サービス分野での域内企業に対する外資比率の緩和

サービス分野における域内外資企業（例：タイ資本企業がインドネシア域内に投資）からの投資も、緩和の方向です。「2015年末に向けて、128のサービス事業分野について、加盟各国がASEAN域内企業からの出資を段階的に自由化し、2015年中を期限に全ての業種において70%以上の（ASEAN域内からの）外資出資を容認する」こととなっています。

分野としては、観光、情報インフラ、電子商取引、ロジスティクス分野の規制が緩和される予定です。

例えば、これにより域内で現状、十分でない宅配（特に冷蔵）業務の展開が期待されるところです。

一方、課題としては、国によっては規制緩和対象の128の分野について、さらに細分化して、細分化されたその一部の自由化をもって「当該分野の自由化」とカウントしていることが挙げられます。対応は、国によって大きなばらつきがあります。

③熟練人材の移動の自由化について

非熟練ワーカーは対象外であり、8分野（エンジニアリングサービス、看護サービス、建築サービス、測量技師、会計サービス、開業医、歯科医、観光専門家）の資格の相互承認協定（MRA）に従い、ビザや労働許可証の発行を促進することとなっています。

具体的には、加盟各国がMRAに基づき資格登録を受け付け、登録された有資格者に対して、受入国側が便宜を図ります。なお、便宜の内容は受け入れ国側が決定します。

2 AECに対する進出日系企業の期待

ここでAECが発足した場合に期待される具体的なメリットについて、在ASEAN日系企業はどのように考えているのかを見てみましょう。

◇ASEAN 経済共同体（AEC）に向けた措置の中で期待する項目（複数回答）

⇒ASEAN 進出日系企業が挙げたベスト5項目

回答項目		全体	業種別 製造業	業種別 非製造業	上位3カ国		
1位	通関手続きの簡素化 (通関申告書の統一、輸出入のシングルウインドウ化)	63.9	71.3	54.4	インドネシア (73.4)	ラオス (72.7)	ベトナム (69.6)
2位	税制面での二重課税防止、源泉徴収税率のバラツキの是正	32.0	31.1	33.1	ミャンマー (50.0)	ベトナム (41.8)	フィリピン (39.5)
3位	CLMV(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)の輸入関税撤廃	29.6	27.4	32.5	カンボジア (69.2)	タイ (41.4)	ミャンマー (41.3)
4位	原産地規制などに係る解釈・運用の統一化	28.2	31.9	23.4	インドネシア (35.6)	カンボジア (30.8)	ベトナム (30.4)
5位	熟練労働者の移動自由化	24.7	23.9	25.6	マレーシア (32.9)	タイ (30.8)	ミャンマー (30.4)
6位	非関税障壁(ライセンス要件、強制規格など)の削減	23.3	21.1	26.2	インドネシア (33.0)	シンガポール (32.0)	ミャンマー (26.1)
7位	ASEAN 共通の基準・認証・表示制度の導入	20.9	20.4	21.6	ミャンマー (30.4)	シンガポール (26.2)	インドネシア (22.7)
8位	域内の公平な競争環境の整備	18.5	17.5	19.8	ミャンマー (26.1)	インドネシア (20.6)	シンガポール (20.1)
9位	資本移動の規制緩和	17.6	11.9	25.0	ミャンマー (28.3)	シンガポール (23.0)	インドネシア (19.0)
10位	サービス業の出資規制緩和 (ASEAN企業は最低でも70%以上に)	16.0	5.6	29.4	ラオス (27.3)	ミャンマー (19.6)	タイ (19.5)

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査(2014年度調査)」

上記の表からは、アンケート対象となったインドネシアに立地する日系企業の73.4%がAEC発足について通関手続きの円滑化を期待している事や、アンケート対象となったミャンマーに立地している企業の半数が税制面での二重課税等の是正を期待していることが分かります。

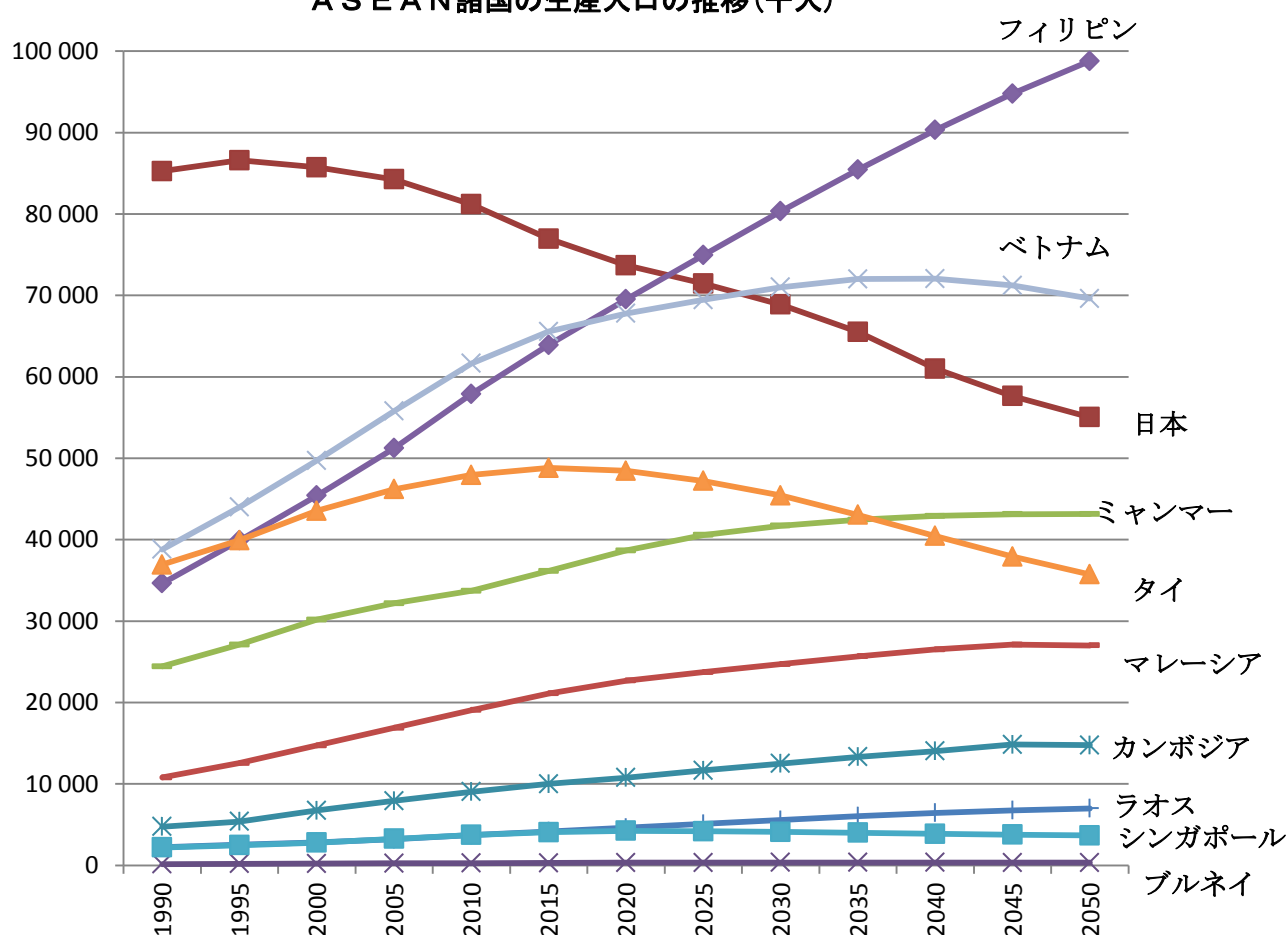
3 まとめ

ASEANは、宗教も経済規模も異なる10か国、6億人の集まりであり、そのような中でもAECを旗印に、インド、中国といった大国に対して、連携して投資先として負けない魅力を保とうと努力をしています。

ご覧いただいたように課題も山積していますが、確実に状況は進展しています。

時々で御社の活動にどのスキームが活用できるかは、当センターへお問い合わせいただければと存じます。

ASEAN諸国の生産人口の推移(千人)



出所：Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, World Population Prospects:より当センター作成

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力していますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。